

事業主の皆様へ

ひとりで労働者を雇ったら、労働保険に入る義務があります。

労働災害の治療には病院で健康保険証が使えません。労災保険未加入の場合、保険料を遡って徴収するほか、労災保険給付に要した費用の40%~100%が事業主負担となることもあります。

- 正社員はもとより、パート、アルバイト、臨時を含めて労働者を1人でも雇用している事業主は、労働保険（労災・雇用）に加入する義務がありますので、すぐに労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付してください。

（ただし、雇用保険は週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上上の雇用見込みがある場合に加入となります。）

労働保険は、労働者が業務中又は通勤時の事故による災害補償と失業した時の再就職活動中の生活保障等をするものです。

事業主の皆様には必ず加入いただくよう国が法律で義務付けており、労働保険に加入せず、働かせることは違法です。

労働者本人が同意しないから・・・保険料が払えないから・・・民間の保険に加入しているから・・・は理由になりません。加入していない場合に、負傷した本人が、病院又は監督署へ訴え出て労災となるケースも多々あり、そうした場合には、前述のとおり事業主の多大な費用負担となります。労災事故が起こる前に、速やかに加入手続きをしてください。



○ お問い合わせ先

- ・ 広島労働局総務部労働保険徴収課
(<http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

《〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 Tel (082) 221-9246》

- ・ 各労働基準監督署
- ・ 各ハローワーク（公共職業安定所）
- ・ 広島県社会保険労務士会
- ・ (一社)全国労働保険事務組合連合会広島支部
- ・ 各労働保険事務組合

へお気軽にご相談ください。

今年の労働保険料 第2期分の納期限は、10月31日(火)です。

お問い合わせ先 広島労働局総務部労働保険徴収課

※ 納期限までに、最寄りの金融機関（日本銀行本店、支店・代理店又は歳入代理店、郵便局（ゆうちょ銀行））、労働局（労働保険徴収課）又は労働基準監督署へ納付してください。概ね10日前に納付書を送付いたします。なお、口座振替納付の申込をされている事業場には、事前にご案内いたします。

労働保険料等の納付は、便利な口座振替納付をご利用ください。

お問い合わせ先 広島労働局総務部労働保険徴収課

※ 口座振替納付を希望される場合には、事前に金融機関にお申し込みが必要です。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
申込み締切日(金融機関窓口あて)	2月27日	8月15日	10月11日	1月9日
口座振替日	9月6日	11月14日	2月14日	4月2日

※第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

※第4期については、単独有期事業のみ対象の納期となります。

※申込み締切日、口座振替日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。